

議案第15号 小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、育児休業における子の範囲の拡大及び介護休暇の分割取得や新設された介護時間について改正するもの。

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(時間外勤務代休時間) 第8条の2 任命権者は、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。	(時間外勤務代休時間) 第8条の2 任命権者は、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。	追加
2 (略) (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)	2 (略) (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)	

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子_____

_のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育するため
に請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で
定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始
業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとして
あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる
勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が

追加

追加

_____のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介

現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するま

改正

改正

護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と同じ。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父、母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、
勤務しないことが相当であると認められる

での子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父、母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当である

改正

改正

追加

	場合における休暇とする。	
2	介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。	と認められる場合における休暇とする。
3	介護休暇については、小松島市職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。	2 介護休暇の期間は、 <u>指定期間</u> 内において必要と認められる期間とする。 3 介護休暇については、 <u>給与条例</u> 第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
	(介護時間)	
	第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	追加
2	介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。	追加
3	介護時間については、 <u>給与条例</u> 第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。	追加
	(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)	
第16条	病気休暇、特別休暇及び介護休暇について、規則の定めるところにより、任命権者の承認を得なければならない。	(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)
	第16条 病気休暇、特別休暇、 <u>介護休暇及び介護時間</u> については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を得なければならない。	改正 改正